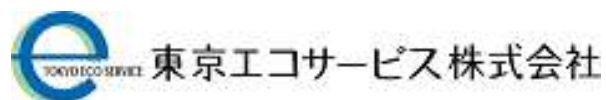


電力売買約款 《自家発補給電力》

令和元年10月1日実施



電力売買約款《自家発補給電力》

目 次

第 1 条 適用	1
第 2 条 自家発補給電力	1
1 契約電力	1
2 料金	1
3 定期検査・定期補修の取扱い	2
4 自家発補給電力の使用	2
5 自家発補給電力の最大需要電力	3
6 自家発補給電力の使用電力量	4
7 その他	4
第 3 条 契約超過金	5
第 4 条 電気料金の算定	5

第 1 条 適用

- (1) この電力売買約款《自家発補給電力》(以下、「自家補約款」といいます。)は、電力売買約款(令和元年 10 月 1 日実施)に定めのないものについて、補完するものです。
- (2) 自家補約款は、当社と電力売買契約を締結されたお客さまにおいて、当社が供給する電気(当社が東京電力パワーグリッド株式会社と締結した接続供給契約に基づき供給する電気)とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の定期的な検査補修および事故等により自家発電設備が使用できないとき、当社がお客さまに不足電力を補給に充てる際の電気料金、その他供給条件等を定めたものです。

第 2 条 自家発補給電力

1 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客さまの発電設備の容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

2 料金

自家発補給電力の 1 月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、自家発補給電力基本料金単価、未使用時倍率および電力量料金単価は電力売買契約書に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価および未使用時倍率から以下の算式により算定される金額とします。

(a) 自家発補給電力使用時

基本料金=自家発補給電力の契約電力×

自家発補給電力基本料金単価×(1.85-力率/100)

(b) 自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{自家発補給電力基本料金単価} \\ \times \text{未使用時倍率}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。

なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額})$$

3 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は、毎年度当初にお客さまと当社による協議であらかじめ定めておき、実施時期の1ヶ月前に再協議してその時期を確認の上、お客さまは実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議の上、実施時期を変更させていただく場合があります。

4 自家発補給電力の使用

(1) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻を

あらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

(2) 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大電力が前 11 月の最大需要電力以下の場合は、それぞれ、前号にかかわらず、いずれも自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は以下の各号による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その 1 月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

(1) 協議制のお客さまの場合、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)から(c)によるものとします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

$$\begin{aligned} \text{自家発補給電力の最大需要電力} &= \text{総需要の最大需要電力} \\ &\quad - \text{常時供給電力の契約電力} \end{aligned}$$

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

(c) 超過の原因が明らかでない場合

$$\begin{aligned} \text{自家発補給電力の最大需要電力} \\ &= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力} \\ &\quad / (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力}) \end{aligned}$$

(2) 実量制のお客さまの場合、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電

力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその 1 月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

6 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下の各号により算定するものとします。

(1) 自家発補給電力の使用電力量=自家発補給電力の使用時間中の使用電力量

－ (基準電力×自家発補給電力の使用時間)

なお、基準電力は、原則として以下のいずれかを基準として決定するものとします。この場合、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さま、当社間の協議によって定めておくものとし、使用の都度選択できるものではないものとします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前 3 ヶ月間における常時供給分の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前 3 日間における常時供給分の平均電力

(d) お客さまおよび当社間で合意した電力

(2) 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、前号に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

(3) 上記(1)(2)に基づいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。

7 その他

(1) お客さまは、当社の要請に応じて電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、または渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給に充てるために自家発補給電力を使用できな

いものとしてします。

第 3 条 契約超過金

お客さまが常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に対して支払うものとしてします。

$$\begin{aligned} \text{契約超過金} = & (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ & \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5 \end{aligned}$$

第 4 条 電気料金の算定

電気料金は、電力売買約款（令和元年 10 月 1 日実施）附則第 3 条(1)に、第 2 条「自家発補給電力」および第 3 条「契約超過金」を加えて算定した料金とします。